

(第八部)

第十六回
參議院厚生委員會會議錄第二十一號

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午後三時三十分開会

出席者は左の通り。

理事

藤原道子君

委員
神原
享君

政委

厚生省醫務局長

事務局側

常任委員會專門員
草間 弘司君

會專門員
參由任巨春

本日の会議に付した事件

を改正する法律案（内閣提出・衆議院審査の一部）

○医師等の免許及び試験の特例に関する

第八部 厚生委員会會議録第二十一号 昭和二十八年

院

四〇九

○健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出・衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) それでは只今
から厚生委員会を開きます。戦傷病者戦
没者遺族等援護法の一部を改正する法
律案の内容について御説明申上げま
す。政府改正案の第一点は、本法の対
象を拡大いたしまして、旧国家総動員
法に基いて設立されました船舶運営會
の運航する船舶の乗組船員、即ちC船
員を軍屬の範囲に加えたことが改正の
一点であります。甲船員、乙船員はす
でに本法の軍屬の対象でありまして、
援護を受けおるわけがありますが、
C船員は船舶運営會の運航する船の乗
組員でありまして、この船舶運営會と
申しますのは、國家総動員法に基く
る法律案(内閣提出・衆議院送付)

○財団法人日本遺族会に対する国有財
産の無償貸付に関する法律案(内閣
提出・衆議院送付)

す。そこに徵用されまして働いておりました船員は、いわば甲船員、乙船員と同様ように、直接國との身分關係があつたものと同じに取扱われるのが妥当ではないかと考えられるのであります。又その任務も、軍需物資、兵員の輸送或いは第一線の作戦に参加する等、全く他の船員と同じような任に服しておつたのでございまして、その任の程度も一般の軍人に比肩して決して劣らなかつた状況でございます。いろいろの点を考慮いたしまして、この際C船員を本法の対象に加えることとしたした次第でござります。

五千円といたしたのでござります。國給では御承知の通り、先順位者に対し公務扶助料が支給されることになつておりますが、一等兵におきまして月額約二千百円となつておりますが、二万五千二百円と申しますのは、月額二千五百円でございまして、大体一等兵に見合う金額になつております。この点につきましては衆議院におきまして改正せられまして、軍人恩給の公務扶助料が兵に対しましては兵長並みの年金を支給するということに相成りましたので、これと均衡をとりますために從来二万五千二百円の遺族年金の金額として政府提案でありましたのを、年額二万七千六百円、月額二千三百円に増額することに修正御決定になつたわけでございます。但しその増額は、昭和二十九年一月一日から実施することいたしまして、昭和二十八年十二月末までは、政府原案の通りに月額一千百円、年額二万五千二百円とするということに決定せられたわけでござります。

後順位者を以て先順位者とみなしして年金を支給する、こういう規定を設けたのでございます。なお衆議院におきましては、恩給法の改正と睨み合せまして、援護法につきましても次のような改正が行われたのであります。即ち戦没者の父、母、祖父、祖母が戦没者の戦没後婚姻した場合におきましては、従来は失権をいたしておつたのでありますが、この際それを改めまして、婚姻よつて氏を改めない限りにおきましては、遺族年金を受ける権利を失われないというふうに改正せられたのでござります。次は二柱以上の戦没者があつた場合におきましては、遺族年金は併給せられないことに現在の法律で規定されておりましたが、今般それが改められまして、先順位者として遺族年金につきましてはこれを併給することに修正せられたのであります。

○財団法人日本遺族会に対する国・有
産の無償貸付に関する法律案（内閣
提出・衆議院送付）

○厚生年金保険法の一部を改正する法
律案（内閣提出・衆議院送付）

○委員長（室森芳夫君） それでは眞今
から厚生委員会を開きます。戦傷病者
戦没者、それから遺族等の援護法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
まず政府から衆議院の修正の分を
含めて説明願います。

○政府委員（田辺繁雄君） 戰傷病者戦
没者遺族等援護法の一部を改正する法
律案の内容について御説明申上げま
す。政府改正案の第一点は、本法の対
象を拡大いたしまして、旧国家総動員
法に基いて設立されました船舶運営会
の運航する船舶の乗組船員、即ちC船
員を軍属の範囲に加えたことが改正の
一点であります。甲船員、乙船員はす
でに本法の対象であります。また、
C船員は船舶運営会の運航する船の乗
組員でありまして、この船舶運営会と
申しますのは、國家総動員法に基い
て設立されましたものでございまし
て、國家が使用権を設定しておりますが、
た船の運航に当ることを任務といった
言つて差支えないと思うのでありま
す。その性質は、國家機関たる性格を持つておるものと
おつたのであります。その性質は、
アした点でございます。從来遺族年金
は妻が一万円、子供、父母その他の遺
族が年額五千円でありますましたので、こ
のたび軍人恩給の復活に伴いまして、
先順位者につきましては年額二万五千
二百円、後順位者につきましては年額

す。そこに徵用されまして勤いておりま
した船員は、いわば甲船員、乙船員
と同じように、直接國との身分関係があ
つたものと同じに取扱われるのが妥
当ではないかと考えられるのであります
す。又その任務も、軍需物資、兵員の
輸送或いは第一線の作戦に参加する
等、全く他の船員と同じような任に服
しておつたのでございまして、その任
務度も一般の軍人に比肩して決して
劣らなかつた状況でござります。いろ
いろの点を考慮いたしまして、この際
C船員を本法の対象に加えることとい
たした次第でござります。

改正の二点は、障害年金の額を軍人
恩給の増加恩給の増額に伴いまして、
從来九万円乃至二万四千円、こういう
ものを十八万一千円乃至二万四千円に
増額いたしたのでござります。

第三には、從来傷病者が國立保養所
に収容されました際は、障害年金の一
部を減額されることになつております
たが、今般その減額の対象を、増加恩
給まで入つて参りましたので、根本的
に検討を加えまして、障害年金なり増
加恩給を減額するというのをやめて、
実費の一部を徴収するというふうに制
度を改めたのでござります。

五千円といたしたのでござります。恩給では御承知の通り、先順位者に対し公務扶助料が支給されることになつておりますが、一等兵におきましては額約二千三百円となつておりますが、二万五千二百円と申しますのは、月額二千五百円でございまして、大体一等兵に見合う金額になつております。この点につきましては衆議院におきまして改正せられまして、軍人恩給の公務扶助料が兵に対しましては兵長並みの年金を支給するということに相成りましたので、これと均衡をとりますために従来二万五千二百円の遺族年金の金額として政府提案でありましたのを、年額二万七千六百円、月額二千三百円に増額することに修正御決定になつたわけでございます。但しその増額は、昭和二十九年一月一日から実施する」といたしまして、昭和二十八年十二月末までは、政府原案の通りに月額二千円、年額二万五千二百円とするというふうに決定せられたわけでござります。

後順位者を以て先順位者とみなして年金を支給する、こういう規定を設けたのでございます。なお衆議院におきましては、恩給法の改正と睨み合せまして、援護法につきましても次のような改正が行われたのであります。即ち戦没者の父、母、祖父、祖母が戦没者の戦没後婚姻した場合におきましては、従来は夫権をいたしておつたのでありますが、この際それを改めまして、婚姻よつて氏を改めない限りにおきましては、遺族年金を受ける権利を失われないというふうに改正せられたのでござります。次は二柱以上の戦没者があつた場合におきましては、遺族年金は併給せられないことに現在の法律で規定されておりましたが、今般それが改められまして、先順位者として遺族年金につきましてはこれを併給することに修正せられたのであります。

それから第三には、いわゆる戦犯として獄死父は刑死せられたかたの遺族のかたは、従来この援護法の対象となつていなかつたのであります。が、今般新たに規定を設けまして、平和条約第十一条に関する裁判によつて拘禁せられた者がその拘禁中ににおいて死亡した場合におきましては、その遺族に対する年金及び障害年金はすべて原則としてあります。が、今般軍人恩給の復活に伴いまして軍人に關する限り、遺族年金及び障害年金はすべて原則とし

て恩給法にないにする建前をとつております。但し援護法は対象であるが、恩給法では対象となつていらないという遺族のかたがた、たとえて申しますれば、内縁の妻でござりますとか、或いは以前におきましては遺族の範囲から除外されております。こういうかたも援護法によつて現在一万円の年金をもらました妻は、恩給法では昭和二十三年以前におきましては遺族の範囲から除外されております。こういうかたも援護法によつて現在一万円の年金をもらつておられるのであります。このうかたがたは從来通り援護法におきまして年金を一万円差上げるということにいたしております。その場合、更に当該戦没者に対する公務扶助料の支給を受ける遺族が誰もないという場合におきましては、その内縁の妻等に対しましてはベース・アップをした高い年金を差上げるようにいたしております。それから後順位者である遺族につきましては恩給法におきましては将来、公務扶助料を受ける資格があるに過ぎないのです。実際現実には公務扶助料の扶養加算の対象になるのがございます。併し援護法では現在その人に五千円の権利を与えておりますので、その両者の調整につきましては本人の選択に任せまして、援護法を選んだ場合におきましては将来とも五千円の年金をもらえることになる代りに、恩給法では遺族の範囲から除外せられまして、将来公務扶助料を受ける資格を失うわけでございます。恩給法を選んだ場合においては援護法による五千円の権利を失いますが、恩給法上公務扶助料の家族加算の対象になりますし、又将来先順位者がなくなりました場合におきましては自分のところに公

いうことがあり得るわけでございま
す。なお恩給法による公務扶助料の裁
定が将来相当時間がかかることが予想
されますので、それまでの間は援護法
によりまする年金を従来通りの金額で
払つておきまして、公務扶助料の裁定
があつた場合におきましては、すでに
援護法で支払つた金を恩給法の公務扶
助料の内扱いとみなして取扱う、こう
いうような規定も設けておるのでござ
います。その他恩給法と援護法の調整
につきまして必要な規定を設けておる
次第でございます。大体以上で御説明
を終ります。

か通りましたらすぐには認定しようとしてもおるわけであります。そのことにつきましては現在十万のうち約半数が現在業務を進めておる、審査中でござります。非常に大雑把でございまするが、あの半数につきましては、資料が十分でないために、都道府県その他においていろいろの資料を調整するよう再調査をお願いしております。あの半分でございますが、これは今いろいろむずかしいケースでございまして、審査いたしておるわけでございました。すでに百七十七万件も認定いたしましたので、認定ができるものは殆んど認定しておる。あとは自分の家へお帰りになつたあとで死亡されたかたがたで、その死亡の原因である病気が公務に原因した疾病であることが証明できる場合におきましては、この法律の対象として年金を差上げるわけでございますが、そのためにはいろいろのことを調べなければならん、こういういろいろのむずかしいケースが含まれております。それから公務であるか公務でないかという問題は、これはむずかしいケースになりますと、その病氣にかかる當時の環境、その後における治療の状況等を十分資料につきまして公務であるかどうかということを判定するわけでござります。御承知の通り軍人に関する限りは恩給が復活いたしますれば恩給法に移るわけでござります。私どものほうで公務として認定したもののが恩給法で公務として認定せられないというのは誠に遺憾でござりまするので、その間離隔のないようにいたしたいと考えまして、我最も慎重にやつておるわけでござります。法律は同じく両方の法律とも公務

で、認定する機関が違つても両方に齟齬があつては国民に對して誠に申訳けない次第でありまするので、我々としては、できれば恩給局と事前の連絡を遂げた上で裁定をいたしたいと思いますが、何分にも数が多いことでござりまするし、恩給当局にいたしましても、現在恩給法の改正等によつて非常に事務に忙殺されておる状況でございますので、我々といたしましては恩給における過去のいろいろな裁定の資料その他を参考いたしまして、個々のケースに當つて裁定を進めておるわけをございます。但し戦前におきましては恩給の裁定につきましては内規といふものがあつたようでございまして、その内規に照らして嚴重に審査をいたしておるわけございまして、今度の戦争におきましては戦局の状況が余はんど變つておりますので、昔のような基準だけではいけないのでございまして、これにつきましては実情に即するような解釈をし、又取扱をして進めておるわけでござります。現在未審査のものが若干ございますが、いずれかの裁定をいたしまして、できるだけ早くまとめておるわけでございます。現在未審査の御遺族のかたに御通知するようにいたしたいと考えて、目下懸命に努力を繰り上げるよう次の次第であります。

○湯山勇君 それでは今点は……。
もう一つは養子で入籍していない場合ですね。その養子が戦死したという場合はこれはどうなるのでしょうか。
○政府委員(田辺繁雄君) 養子縁組をして届け出をして却めて法律上養子たる資格を生ずるわけでありまして、届けでない場合におきましては単なる行政上の措置として養子として認める事はできないので、その場合には遺憾ながら援護法の対象とはいたしておりません。
○藤原道子君 只今の湯山さんの御質問に關連してございますが、公務に基因する病気ということでございますが、基準をどういうふうに置いているのですか。
○政府委員(田辺繁雄君) 援護法においては病気の名前によつて当然公務とみなすというふうに書いてある病気がございます。これは法律にはつきり規定もございまして、一々その病気になかつた場合の状況であるとかその他を見ずに当然公務とみなすとしておきまして内規というものがござります。その内規というものに照らしまして裁定をいたしておりますわけであります。併し今度の場合におきましては、まあ戦局の状況が従来なかつた非常に苦しい戦争でございましたので必ずしもそれに捉われず、病気につかつた當時の状況というものをできるだけ斟酌いたしまして実情に副うように計算しておるわけでございます。但し、病

氣の種類によりましては公務と認定するためには特殊の条件が必要であるという病氣があるわけあります。そういうものにつきましては、できるだけ資料をとりまして、かような戦局非常に苦しい状況の下における病氣につきましては、一般的の場合であるならば公務と認められないような場合におきましても、特殊の苦しい状況下における疾病について考へる、こういつた考え方を以ちまして個々のケースに当つて審査をいたしておるわけであります。病氣の名前によつて公務であるとか公務でないといふような取扱いをいたしておらないのであります。病氣にかかるを斟酌しながら、公務であるかどうかを裁定しておるような次第でございます。

○藤原道子君 今度は非常に認定が困難だと思うのですね、只今あなたのお

つしやつたように、非常に困難な実情にございましたので、私は少くとも動員されておるうちに発病したものといふような場合には余りやかましい規定をつけた必要はないのじやないかと思つて。援護法の場合におきましてはそれが相当たくさんのか、ケースでもないと思うのですが、どのくらいのケースだと考えておられますか、その判定のつかないが、病氣のために亡くなつたからで、それが公務であるか公務でないかということにつきましていろいろ

ろ審査をしておる件数は約三万くらいあります。それとの均衡上全部公務として取扱うことはできない。これはやはり戦地の場合と、内地の場合、或いは外地の場合におきましてもその病氣にかかるた當時の時期、或いはその場所でございます。お話を通り軍隊に入つておる間に病氣にかかるて死んだものは、全部この法律の対象にしたらいいではないかという御意見であります

が、併し公務というのはなか／＼音からやかましいものでございまして、お

話のような場合に全部やるということは違ひます。それは、公務と名前をつけるのは本當も申上げましたように、この法律

は軍人恩給がきまるまでの間、暫定的な措置として、取りあえず援護として年金、弔慰金を差上げる、こういう建

設をとつております。又この法律の第一条なり、又各条にも、公務のため

にということがはつきり書いてあるわ

けであります。従つて我々いたしましては将来恩給に移る場合におきまし

て差支がないようにといふことは当然考へなければならぬ点だと思つてお

ります。勿論恩給におきましても、從

来のようにやかましいことを言うといふことは万々あるまいと思ひます。今

度の戦争の特殊性に鑑みて、実情に即した取扱をする、これは恩給局長も國

会において申されおるだらうと思ひます。たゞお話を通り実はこういう場合

がござります。昔すでに非公務として裁定されているかたがあるわけです。

○政府委員(田辺繁雄君) 現在病氣

そのかたは如何としてもこの際公務として取り上げることができない

ぢやんと非公務として済んでいたか

ります。ただお話を通り実はこういう場合

がござります。現在の公務として

その公務であるか公務でないか

などどのくらいあるでしょうか。

○政府委員(田辺繁雄君) 現在病氣

の職病死乃至は内地における病氣でござりますが、病氣のために亡くなつたからで、それが公務であるか公務でないかということにつきましては

おきましても、さような事実上の例におきましても、さような事実上の

うことは、非常に困難でございます。

戦死者が戦死したのちにおきましては、あるのでござります。戦死の場合は最も限度必要な限界だと思います。公務と認知をするという制度は現在の法律

においてその子供を認知するという制度であります。勿論年限の制限でござります。お話を通り軍隊に入つておる間に病氣にかかるて死んだも

のものが出て来ることは止むを得ないと思います。但しお話を通り非公務

場合であつても、何か国としての取扱いが需要ではないかという御意見もだん

だんあるようでございますが、この点につきましては御尤もな点もございま

す。そこで、我々としても今後研究審査したい、こう考えておる次第であります。

○藤原道子君 いま一点、やはり養子

の場合はございますが、本当に子供のときには養子いたしまして、育てて、結婚

した人が召集によつて入隊した。併し戸籍上の措置がとられていないなかつた

というようなケースはたくさんあると

思ひます。こういう場合にもやはり認められるわけには行かないですか。

○政府委員(田辺繁雄君) 援護法における

きましては、遺族の範囲に内縁の妻を入れておるわけです。普通の妻と申しますと、法律上正式に戸籍の入つた妻の夫は妻と言つておるわけですね。内縁の妻もこの法律の対象にすべりであるというので、わざ／＼その場合に事実上の婚姻と同様の状態にあつたものを含むとしたまゝして、法律上

の妻以外はすべて法律上の身分関係に手に子であるか子でないか、父であるか父でないかということを認定する

ことがあります。勿論恩給におきまして、私は従来の立法例に従いまして、内縁

の妻以外はすべて法律上の身分関係に手に子であるか子でないか、父であるか父でないかということをはつきり認定していく、こういふ方針をもつております。

○藤原道子君 この点ちょっとと私まだ納得いかないのですけれども、小さいときから子として育てておるというこ

とは、その市町村において調べればすぐわかると思うのです。ですから調べ

ることをはつきり認定していく、こういふ方針をもつております。

○政府委員(田辺繁雄君) 私申上げま

したのは法律上の制度といたしまして

そういうものを、父なり子と認めるという制度はないということを申上げた

のであります。

○湯山勇君 今おつしやつたように戦死したあとでも新らしく認知或いは入籍することができます。そうすれば要するにずっと育てて来たのが死んだ、併し籍も入れてない場合は今から入れてもらわなければ、籍へ。

○政府委員(田辺繁雄君) 死亡直後二年ぐらいの期におきまして、当人が死んだあとでも入籍する制度は認められ

ておつたのでござります。その期限が過ぎたあとにおきましては、裁判上の

制度としても、現在は期限が切れてお

りますので、現在となつては如何ともいたしかたがないのではないかと、こ

う考えております。

○湯山勇君 今のようなことが市町村の末端まで行届いていないと思うので

に考えておるのであります。今日のところはまだ貰つて来ていないわけであります。

いとります。

更に二回、三回の引揚げがあると思いますので、その際にお願ひして是非そういうものを頂きたいといふうに考へておるのであります。これが万一そういうものが頂けないというようなことになりますれば、その実情を認定いたします。何らか他の方法を講じて見なければなるまい。この看護婦のような人たちでありまするならば、多くの場合にはその上級者がおるであろうというふうに考えられますので、さよななかたんに責任を以てどういう仕事をしておつたということを証明して頂くのも一つの手ではないかといふうに考へております。医師の仕事になりますと、看護婦の場合のように上級者がない、何だらうというふうに考えまして、さよなな方法を講ずるか、今回の引揚げのかたんのうちで比較的広く向うの事情を通じておるかたんの意見等を伺つて、この実施には公平を期したいと考えます。

○湯山勇君 お願いいたしたいのです。が、恐らく今のように向うの赤十字へ連絡になつて、向うの証明をもらつということは、かなり日数もかかりますし、困難な事情もあると思ひます。併し引揚げて来た人たちにとつては、立ちどころに生活の問題があるわけですから、速かに別な方法を講じて頂いて、なお今おつしやつたように、の証明がとれるという段階になりますれば、それはそれで又裏付けをする、それが今後の人も適用というようにいたしまして、当面の問題を早急に解決するような方法を速かに講じて頂きました。

○林了君 昨年の十月一ぱいであつたの点につきましてはお考へ違いがあるのじやないかと思うのであります。昨年の暮ではございませんで、本年の一月まで特例試験を受けられるようになつております。昨年の暮ではなかつたと私ども思つております。

○林了君 私の記憶違いかも知れませんが、二十七年の十月三十日じやなかつたかと思ひます。それは一年延びたにしましても、その後に若しソ連地区あるいはその他の地区から引揚げて来る場合に、どううふうにそれは取扱われるか、その問題については考へておられますが。

○政府委員(高田浩運君) 便宜私からお答え申上げますが、その後の引揚げといふのは、結局結論的に申しますれば、今日の一連の引揚げになるわけでございます。従つてこれについては御提案申上げている法律によつて措置されることは、かなり日数もかかります。

○政府委員(高田浩運君) 便宜私からお答え申上げますが、その後の引揚げといふのは、結局結論的に申しますれば、今日の一連の引揚げになるわけでございます。従つてこれについては御提案申上げている法律によつて措置されることは、かなり日数もかかります。

○政府委員(高田浩運君) 便宜私からお答え申上げますが、その後の引揚げといふのは、結局結論的に申しますれば、今日の一連の引揚げになるわけでございます。従つてこれについては御提案申上げている法律によつて措置されることは、かなり日数もかかります。

○政府委員(高田浩運君) 便宜私からお答え申上げますが、その後の引揚げといふのは、結局結論的に申しますれば、今日の一連の引揚げになるわけでございます。従つてこれについては御提案申上げている法律によつて措置されることは、かなり日数もかかります。

○政府委員(高田浩運君) 便宜私からお答え申上げますが、その後の引揚げといふのは、結局結論的に申しますれば、今日の一連の引揚げになるわけでございます。従つてこれについては御提案申上げている法律によつて措置されることは、かなり日数もかかります。

○政府委員(高田浩運君) 便宜私からお答え申上げますと、歯科医師につきましては、この間七月の試験は、これはまだ結果は判明しておりません。それで、その結果がどうなつてゐるかと聞かれると、その結果がどうなつてゐるかと考へますと、歯科医師につきましては、その前までの受験者の総数が二百一十八名ということになります。そのうち合格いたしました人でも二十五年以後であつたならば

したのは百九十一名ということになります。或いは又御承知のように二回受けてなお合格しなければ失格するということになつておりますが、その人がたちが四名という極めて少數になつてゐるわけであります。大体そういうふうな状態になつておりますが、歯科医師或いは医師の本質等から見て、今申上げました受験者と、それから合格者の数字を引較べて御覽願えれば、これはかなり実情に適つた試験であることは御了解願えると思うのです。なおこの試験を二回受けましてなお落ちた者につきましては、予備試験から又行くという道も開かれているわけでありますから、そちのほうから行くということも考へられます。

○藤原道子君 この看護婦さん、保健婦さん、助産婦さんですね。この人たちが引揚者であつて、帰つて來た人に對して厚生大臣が、都道府県知事が適當と認めた者は准看護婦の試験を受けられるということなんですね。ところが向うで準看護婦でなく普通の看護婦といつてはおかしいのですが、この資格があつた者はどうなるか。

○政府委員(高田浩運君) 昭和二十五年八月三十一日以前にこの看護婦の免許を得ておつたといふものは本法の附則によりまして適當と認められた場合に引張られた者がある。これは日本に帰るときには免狀を皆剥奪されている。○政府委員(高田浩運君) 只今御質問の場合は、幾つかの場合が又分けて考へられると思うのであります。そのうち合格いたしました人でも二十五年以後であつたならば

准看護婦より受けられないのですか。

○林了君 昨年の十月一ぱいであつたのではなかつたかと考えられます。併しながらその学校を卒業しまして、そのまま中共地区に残つて医業に從事をし、

ますか。

二回受けてなお合格すれば失格す

か。

○政府委員(高田長宗君) これは本法二十二条に看護婦国家試験の受験資格

が載つております。併し、その四号に外国人の看護婦学校を卒業し、又は外国におつた人たちは、医業に從事しておつた人たちは、そのことになりますれば、これはその学歴、職歴を併せ考えまして、この法の対象にいたして行きたいといふうに考へております。

○委員長(高田長宗君) 別に御発言もございませんようございますから、質疑は尽きたものと認めるに御異議ございませんか。

○委員長(高田長宗君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高田長宗君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれも、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○廣瀬久忠君 討論を省略して直ちに採決を願います。

○委員長(高田長宗君) 只今の廣瀬君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高田長宗君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打切り、討論を省略し採決いたします。医師等の免許及び試験の特例に関する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(高田長宗君) 全会一致でござります。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附すことになつておりますから、本案を

私は要望するということが、これが筋であるうと思うのです。そういう点につきまして今回の改正といふものは非常に私どもとしては不満であり、不十分であると考えるのであります。ですが、併しながら改題でないことだけは事実なんです。その改善せられた諸点につきまして私どもといたしましては賛成せざるを得ないと考えるのであります。が、只今の附帯決議の給付内容の充実適正ということをして、傷病手当金の給付期間の延長、或いは診療内容の適正向上、又一点単価の適正なる立て直し等々、健康保険の内容の充実向上のために国庫負担の増額の実現を希望する、かようすに決議案の趣旨を了承いたしまして、殊にその点は先ほど懇談会のときにお互いに了承し合つたところでございます。あらかじめその点を確認いたしまして、この法案に賛成の意を表するものでござります。

県と比較いたしまして、給付内容が極めて凹凸が多いございます。このことは現在の国の財政事情からいろいろ止むを得ないものがあるということでも一応分りますけれども、併しながらそういう差があるということ自体が、保険に対する信頼感を失わせる要素もあるわけですから、こういう点についてはまだ／＼不十分であると思うわけでございます。更に又この法案直接には触れておりませんけれども、理事長に事業主の選んだ理事から選ばれるというような制度は、民主的な健康保険の運営から申しましてもいろいろ問題がありますし、又事業主側でなくてたらなあといふこともすでに今日は解消しておる。こういう点の改正もなお必要であると思うわけであります、併しながらこれらの問題は更に眞今の附帯決議の実現と併せて実現されるであろうと、いうことを期待いたしまして本案に賛成いたします。

す。又只今山下委員からも御指摘になつたように、保険経済が最近は多少黒字になつておるというように私ども聞き及んでおるのであります。これは審査が甚だ保険医のほうに酷である。そして給付、給与といいますか、医師に対する給付が甚だ削減せられるというようなことを絶えず聞くのであります。一方取り立てるほうは取り立てて、そして医者の報酬というようなことが非常に酷であつて、それがために黒字になつておるというようなことで、あつては私はならんと思ひますからして、こういうことがないよう当局において、特に意を用いられんことを要望いたしまして、本案に賛成の意を表すものであります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございませんか。他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて差支えございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。健康保険法の一部を改正する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御拳手を願います。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござります。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に高野君提出の附帯決議を採決いたします。高野君提出の通り附帯決議をすることに御賛成のかたは拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

めます。よつて高野君提出の通り附集
決議をすることに決定いたしました。
それから委員長が議院提出報告書には、
多数意見者の署名を附すことにと
なつておりますから、本案を可とす
るかたは順次御署名を願います。

す。なお本案に別紙案の附帯決議を付することの動議を提出いたします。女金受給の該当者から適用するよう抜置すること。

以上でございます。「賛成」と呼んでござります。(賛成)と呼んでござります。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の湯山君の附帯決議の動議は成立いたしました。他に御発言はございませんか。

○山下義信君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、本案に賛成の意を表明したいと思います。只今湯山委員から御提出になりました附帯決議案は全面的に賛成でござります。今回の改正案につきましては標準報酬の改正、適用範囲の拡大等の改正を見たのでございますが、言うまでもなく根本的の改正がなされていないのでございまして、その点すでに質疑応答において明確に相成つております通り誠に遺憾に堪えないのでござります。殊に法律の建前から申しますれば、すでに本年の十一月から給付が開始せられんといたしますが、境内夫に適用する養老年金のその給付につきましては、一方におきまして標準報酬の改正、或いは貢金ベースの改訂等に伴いまして徴収いたしまする保険料と、法律の現在の建前からいたしますれば、給付せんとする養老年金のその支給額と、非常に不合理でありますことは極めて明白なんんでありますて、この厚生年金の根本的改正はすでに朝野が齊しく政府に迫つてゐることでありますて、今回私どももいたしましては、今国会に当然政府は根本

的改正案を提出するものと期待しておつたのであります。そのことなくいたしまして、ただ一部の不合理的な改正に止まりますことは極めて遺憾に堪えないのでござります。只今附帯条件が提出されましたので、是非ともこの附帯決議に沿いまして政府は速かに根本的改正案の提出を、而も本年十一月新たなる養老年金の受給者が出来るまでに、この改正の実現を見ることを要望いたしたいと思うのであります。

なおこの際私は附言いたしておきたくと思ひますことは、今国会に私立学校職員共済組合法案が提出いたされございまして、私どもは社会保障制度の推進強化の上には、保険の統合ということをすでに久しく叫び来つているのであります。この社会保障制度の体系に対しまして、かくのごとき別の法案が出て来るということにつきましては非常に憂慮をいたすのでござります。私どもは厚生年金法が、本年一月から養老年金の支給が開始せられ、又近く一般の支給も開始せられようとするこの厚生年金法こそ、社会保障制度の実は中核をなすべきであるが、今日は先ずこの医療保険の整備というものを近年取急いで来ておりますが、本来社会保障制度の本当の中心は私どもこの厚生年金関係、即ち養老年金制度であると確信いたすのであります。従いまして厚生年金の根本的改正というものは、取りも直さず社会保障制度のこの中心課題を解決するということになりますので、私どもは厚生年金法の整備改正ということにつきま

しては、非常に關心を持つと同時に、当局におきましては一段と努力せられまして、或いは障碍を排除し、或いは資本家階級その他からの種々抵抗のありますことは承知いたしております。が、労働者の養老年金制のために、又進んで一般国民の養老年金制の前驅をなすであろうとの厚生年金制度に、根本的、合理的改革をするために、勇敢に私は措置されることをこの際当局に強く要望いたしまして、積立金の運用のおも関連いたしまして、積立金の運用の問題は久しい懸案の問題であります。これこそ私どもいたしましては、急速に解決せなくてはならんことであります。この点私は当局の決意が、果してどうであろうかということを心配いたしているのであります。併せて根本的の措置を当局において善処せられるよう要望いたしまして、本案に付する賛意を表するものでございます。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございませんか。他に御意見もないようございますが、討論は終結したものと認めて差支ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。厚生年金保険法の一部を改正する法律案を衆議院送付の通り議決することに賛成の方は拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござります。よつて本案を衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に湯山君の提出の附帯決議を採決いたします。湯山君提出の通り附帯決議した。

議を附すことに御賛成の方に署名を願います。

災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「収容施設」を「収容施設（応急仮設住宅を含む。）」に改め、同項第二号中「食品の給与」の下に「及び飲料水の供給」を加え、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを順次二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害にかかる者の救出

六 災害にかかる住宅の応急修理工

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 厚生大臣、都道府県知事、第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）又はこれら者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第 号）第三条（有線電気通信設備の届出）第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

第三十条中「特別区長を含む。以下同じ。」を削る。

第三十三条第一項中「救助に要する費用」を「救助に要する費用（救助

の基準を行ふのは必要が豈月を
く」と「法定外普通税を除く。以下
同じ。」に、「百分の一」を「千分の
二」、「第十五条第一項の規定に其
く地方財政委員会規則」を「第十四条各
第一項」に、「百分の十」を「千分の二
十」に、「百分の二十」を「千分の四
十」に改める。

第三十八条中「災害救助基金」の下
に「各年度における」を加え、「五百
万円」を「当該都道府県の当該年度の
前年度の前三年間における地方税法
に定める普通税の収入額の決算額の
平均年額の千分の五に相当する額
に、「毎年度」を「当該年度において」
に改め、同条に次の一項を加える。
前項の規定により算定した各年
度における災害救助基金の最少額
が五百万円に満たないときは、当
該年度における災害救助基金の最
少額は、五百万円とする。

第四十三条中「五百万円以上」を
「第三十八条の規定による最少額に
上」に、「五百万円」を「同条の規定
による最少額を」に改める。

法律第百十八号)第二十八条の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区の区長を含む)又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

3 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中第八号を第九号とし、第六号及び第七号をそれぞれ一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八条の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の一部を委任された市町村長(特別区長を含む)又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

社会福祉事業振興会法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 役員及び職員(第十条—第十七条)

第三章 評議員会(第十八条—第二十二条)

第四章 業務(第二十三条—第二十五条)

第五章 会計(第二十六条—第三十一条)

第六章 監督及び補則(第三十二条—第三十四条)

第七章 討則(第三十五条—第三十七条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 社会福祉事業振興会は、社会福祉法人に対し社会福祉事業設の経営に必要な資金を融通し、

その他社会福祉事業に関し必要な助成を行い、もつて社会福祉事業の振興を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、政府がその金額を出資する。

2 政府は、予算に定める金額の範囲内で振興会に出資するものとする。

(定款)

第五条 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

1 目的

2 役員及び職員(第十条—第十七条)

3 事務所の所在地

4 資本金及び資産に関する事項

5 役員に関する事項

6 評議員会及び評議員に関する事項

7 業務及びその執行に関する事項

8 会員(第十九条—第二十一条)

9 会員の権限(第二十二条)

10 会員の職務及び権限(第二十三条)

11 会員の職務及び権限(第二十四条)

12 会員の職務及び権限(第二十五条)

13 会員の職務及び権限(第二十六条)

14 会員の職務及び権限(第二十七条)

15 会員の職務及び権限(第二十八条)

16 会員の職務及び権限(第二十九条)

17 会員の職務及び権限(第三十条)

18 会員の職務及び権限(第三十一条)

19 会員の職務及び権限(第三十二条)

20 会員の職務及び権限(第三十三条)

21 会員の職務及び権限(第三十四条)

22 会員の職務及び権限(第三十五条)

23 会員の職務及び権限(第三十六条)

24 会員の職務及び権限(第三十七条)

25 会員の職務及び権限(第三十八条)

26 会員の職務及び権限(第三十九条)

27 会員の職務及び権限(第四十条)

28 会員の職務及び権限(第四十一条)

29 会員の職務及び権限(第四十二条)

30 会員の職務及び権限(第四十三条)

31 会員の職務及び権限(第四十四条)

32 会員の職務及び権限(第四十五条)

33 会員の職務及び権限(第四十六条)

34 会員の職務及び権限(第四十七条)

35 会員の職務及び権限(第四十八条)

36 会員の職務及び権限(第四十九条)

37 会員の職務及び権限(第五十条)

38 会員の職務及び権限(第五十一条)

39 会員の職務及び権限(第五十二条)

40 会員の職務及び権限(第五十三条)

41 会員の職務及び権限(第五十四条)

42 会員の職務及び権限(第五十五条)

43 会員の職務及び権限(第五十六条)

44 会員の職務及び権限(第五十七条)

45 会員の職務及び権限(第五十八条)

46 会員の職務及び権限(第五十九条)

47 会員の職務及び権限(第六十条)

48 会員の職務及び権限(第六十一条)

49 会員の職務及び権限(第六十二条)

50 会員の職務及び権限(第六十三条)

51 会員の職務及び権限(第六十四条)

52 会員の職務及び権限(第六十五条)

53 会員の職務及び権限(第六十六条)

54 会員の職務及び権限(第六十七条)

55 会員の職務及び権限(第六十八条)

56 会員の職務及び権限(第六十九条)

57 会員の職務及び権限(第七十条)

58 会員の職務及び権限(第七十一条)

59 会員の職務及び権限(第七十二条)

60 会員の職務及び権限(第七十三条)

61 会員の職務及び権限(第七十四条)

62 会員の職務及び権限(第七十五条)

63 会員の職務及び権限(第七十六条)

64 会員の職務及び権限(第七十七条)

65 会員の職務及び権限(第七十八条)

66 会員の職務及び権限(第七十九条)

67 会員の職務及び権限(第八十条)

68 会員の職務及び権限(第八十一条)

69 会員の職務及び権限(第八十二条)

70 会員の職務及び権限(第八十三条)

71 会員の職務及び権限(第八十四条)

72 会員の職務及び権限(第八十五条)

73 会員の職務及び権限(第八十六条)

74 会員の職務及び権限(第八十七条)

75 会員の職務及び権限(第八十八条)

76 会員の職務及び権限(第八十九条)

77 会員の職務及び権限(第九十条)

78 会員の職務及び権限(第九十一条)

79 会員の職務及び権限(第九十二条)

80 会員の職務及び権限(第九十三条)

81 会員の職務及び権限(第九十四条)

82 会員の職務及び権限(第九十五条)

83 会員の職務及び権限(第九十六条)

84 会員の職務及び権限(第九十七条)

85 会員の職務及び権限(第九十八条)

86 会員の職務及び権限(第九十九条)

87 会員の職務及び権限(第一百条)

88 会員の職務及び権限(第一百一条)

89 会員の職務及び権限(第一百二条)

90 会員の職務及び権限(第一百三条)

91 会員の職務及び権限(第一百四条)

92 会員の職務及び権限(第一百五条)

93 会員の職務及び権限(第一百六条)

94 会員の職務及び権限(第一百七条)

95 会員の職務及び権限(第一百八条)

96 会員の職務及び権限(第一百九条)

97 会員の職務及び権限(第一百十条)

98 会員の職務及び権限(第一百十一条)

99 会員の職務及び権限(第一百十二条)

100 会員の職務及び権限(第一百十三条)

101 会員の職務及び権限(第一百十四条)

102 会員の職務及び権限(第一百十五条)

103 会員の職務及び権限(第一百十六条)

104 会員の職務及び権限(第一百十七条)

105 会員の職務及び権限(第一百十八条)

106 会員の職務及び権限(第一百十九条)

107 会員の職務及び権限(第一百二十条)

108 会員の職務及び権限(第一百二十三条)

109 会員の職務及び権限(第一百二十四条)

110 会員の職務及び権限(第一百二十五条)

111 会員の職務及び権限(第一百二十六条)

112 会員の職務及び権限(第一百二十七条)

113 会員の職務及び権限(第一百二十八条)

114 会員の職務及び権限(第一百二十九条)

115 会員の職務及び権限(第一百三十条)

116 会員の職務及び権限(第一百三十三条)

117 会員の職務及び権限(第一百三十四条)

118 会員の職務及び権限(第一百三十五条)

119 会員の職務及び権限(第一百三十六条)

120 会員の職務及び権限(第一百三十七条)

121 会員の職務及び権限(第一百三十八条)

122 会員の職務及び権限(第一百三十九条)

123 会員の職務及び権限(第一百四十条)

124 会員の職務及び権限(第一百四十一条)

125 会員の職務及び権限(第一百四十二条)

126 会員の職務及び権限(第一百四十三条)

127 会員の職務及び権限(第一百四十四条)

128 会員の職務及び権限(第一百四十五条)

129 会員の職務及び権限(第一百四十六条)

130 会員の職務及び権限(第一百四十七条)

131 会員の職務及び権限(第一百四十八条)

132 会員の職務及び権限(第一百四十九条)

133 会員の職務及び権限(第一百五十条)

134 会員の職務及び権限(第一百五十三条)

135 会員の職務及び権限(第一百五十四条)

136 会員の職務及び権限(第一百五十五条)

137 会員の職務及び権限(第一百五十六条)

138 会員の職務及び権限(第一百五十七条)

139 会員の職務及び権限(第一百五十八条)

140 会員の職務及び権限(第一百五十九条)

141 会員の職務及び権限(第一百六十条)

142 会員の職務及び権限(第一百六十三条)

143 会員の職務及び権限(第一百六十四条)

144 会員の職務及び権限(第一百六十五条)

145 会員の職務及び権限(第一百六十六条)

146 会員の職務及び権限(第一百六十七条)

147 会員の職務及び権限(第一百六十八条)

148 会員の職務及び権限(第一百六十九条)

149 会員の職務及び権限(第一百七十条)

150 会員の職務及び権限(第一百七十三条)

151 会員の職務及び権限(第一百七十四条)

152 会員の職務及び権限(第一百七十五条)

153 会員の職務及び権限(第一百七十六条)

154 会員の職務及び権限(第一百七十七条)

155 会員の職務及び権限(第一百七十八条)

156 会員の職務及び権限(第一百七十九条)

157 会員の職務及び権限(第一百八十条)

158 会員の職務及び権限(第一百八十三条)

159 会員の職務及び権限(第一百八十四条)

160 会員の職務及び権限(第一百八十五条)

161 会員の職務及び権限(第一百八十六条)

162 会員の職務及び権限(第一百八十七条)

163 会員の職務及び権限(第一百八十八条)

164 会員の職務及び権限(第一百八十九条)

165 会員の職務及び権限(第一百九十条)

166 会員の職務及び権限(第一百九十三条)

167 会員の職務及び権限(第一百九十四条)

168 会員の職務及び権限(第一百九十五条)

169 会員の職務及び権限(第一百九十六条)

170 会員の職務及び権限(第一百九十七条)

171 会員の職務及び権限(第一百九十八条)

172 会員の職務及び権限(第一百九十九条)

173 会員の職務及び権限(第二百十条)

174 会員の職務及び権限(第二百二十三条)

175 会員の職務及び権限(第二百二十四条)

176 会員の職務及び権限(第二百二十五条)

177 会員の職務及び権限(第二百二十六条)

178 会員の職務及び権限(第二百二十七条)

179 会員の職務及び権限(第二百二十八条)

180 会員の職務及び権限(第二百二十九条)

181 会員の職務及び権限(第二百三十条)

182 会員の職務及び権限(第二百三十三条)

183 会員の職務及び権限(第二百三十四条)

184 会員の職務及び権限(第二百三十五条)

185 会員の職務及び権限(第二百三十六条)

186 会員の職務及び権限(第二百三十七条)

187 会員の職務及び権限(第二百三十八条)

188 会員の職務及び権限(第二百三十九条)

189 会員の職務及び権限(第二百四十条)

190 会員の職務及び権限(第二百四十三条)

191 会員の職務及び権限(第二百四十四条)

192 会員の職務及び権限(第二百四十五条)

193 会員の職務及び権限(第二百四十六条)

194 会員の職務及び権限(第二百四十七条)

195 会員の職務及び権限(第二百四十八条)

196 会員の職務及び権限(第二百四十九条)

197 会員の職務及び権限(第二百五十条)

198 会員の職務及び権限(第二百五十三条)

199 会員の職務及び権限(第二百五十四条)

200 会員の職務及び権限(第二百五十五条)

201 会員の職務及び権限(第二百五十六条)

202 会員の職務及び権限(第二百五十七条)

203 会員の職務及び権限(第二百五十八条)

204 会員の職務及び権限(第二百五十九条)

務若しくは資産の状況又は役員の業務執行の状況について、会長に對して意見を述べ、若しくはその請問に答え、又は会長から報告を徵することができる。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十一条 評議員は、振興法の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び社会福祉事業関係者の中から、厚生大臣が任命すれば、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十二条 評議員会は、会長が招集する。

2 第十三条及び第十四条の規定

1 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

2 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該事業年度において第二十九条第一項の規定による積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行うことができる。

(業務方方法書)

第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方方法書を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とするとき、議決することができない。

6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができる。

2 前項の業務方方法書には、資金の貸付の限度、利率及び期限、担保に関する事項、元利金の回収に関する事項等貸付に関する業務の方

法、助成の限度及び目的並びに第二十五条の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(貸付業務の代理等)

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行ふ。

2 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該事業年度において第二十九条第一項の規定による積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行うことができる。

(事業年度)

第二十六条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を行なうことができる。

(事業計画及び予算)

第二十七条 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

第二十八条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけ、決算完了後二箇月以内に厚生

大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の規定によりその貸付業務の一部を代理させようとするときは、その法人に対しても代理業務に関する準則を示さなければならぬ。

3 前二項の規定により貸付業務の代理をする法人の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五章 会計

2 振興会は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(利益金の処分)

第二十九条 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、繰越欠損以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金は、同項の繰越欠損以外の損失の補てんに充てたものと同一の方法によることを除くほか、業務上の余裕金を運用しない。

(余裕金の運用)

第三十条 振興会は、左の方法によることを除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う

(監督及び検査)

第三十二条 振興会は、厚生大臣が監督するため必要があると認めるとときは、振興会に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、振興会若しくはその貸付業務を代理する法人に報告をさせ、又は当該職員をして振興会若しくはその貸付業務を代理する法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができ。但し、貸付業務を代理する者に對しては、当該代理業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員の解任)

第三十四条 厚生大臣は、振興会の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 厚生大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする厚生大臣の命令又は定款

